

第十号

特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に発給された改正前の第二条第二項第二号に定める書面は、改正後の第二条第二項第一号に定める書面とみなす。

提案理由

外国人登録法が廃止されるとともに、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴い、特定非営利活動法人の設立の認証の申請書の添付書類について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。